

第74回 活性化プロジェクトチーム議事概要

開催日時：令和元年5月27日（月）12：00～14：30

開催場所：神戸市 三宮東急REIホテル 「ローズ」

出席者：計12名

議題：暫定措置事業終了の組合組織・事業のあり方について

議 事

委員長議長となり、議事に入る。

議題 暫定措置事業終了の組合組織・事業のあり方について

1. 総連合会 正副会長会議（4/10）合意概要について

上記合意内容について、資料に基づき事務局より以下の通り説明した。

（1）暫定措置事業の終わり方

（債務返済）

- ・令和元年6月時点での残債務118億円、手持ち資金75億円（令和1年8月に返済）、次年度持越残債務43億円+事務費
- ・従来の返済は、6月時点の手持ち資金を勘案して返済額を決定してきたが、令和2年8月返済分からは、同年6月時点での確定ベース返済としている。
確定ベース返済：建造認定された船舶が「諸業務完了証明書」を受けた時点での納付金額に基づく返済。建造申請月から最大22ヶ月を想定（別表参照）

（収支相償う時期）

- ・JRTTに対する債務金額の返済手続き完了時（8月）

（認定条件）

- ・既認定船舶（諸業務完了証明書発行済み船舶）に関する認定条件は、暫定措置事業規程が廃止されるまでは維持される。（想定日：令和4年10月）

（2）事業について

- ・政策提言機能の強化
- ・従来の船員対策事業（OJTの補助、船体協への助成等）は、内容整理し引き続き検討
- ・船員育成事業（新規）は、WG提言の内容を縮小しての実施を検討
- ・基金造成は、当該（最終）年度認定分までの納付金実収入額（X）と残債務分（43億円+事務費）の差額を対象とする。
- ・適正化事業は、働き方改革に関する国交省の動向を踏まえ検討

(3) 財源について

- ・構造改善賦課金は、現行通り賦課（名称変更有）
- ・オペレーターに対する賦課も検討（事業として何をすることが問われる）

(4) 組織について

- ・当面は、現行5組合+総連合体制とし、中長期のトレンドで合理的組織に改編する方針

上記の内容は、想定部分が含まれており、建造手続きの終了及び暫定措置事業規程の廃止時期は、今後の建造申請の隻数（納付金）に大きく左右される旨、補足した。

2、認定終了をにらんだ新事業

以下の五つの骨子に基づき事業内容を事務局より説明した。

- 政策提言 ○船員対策 ○環境安全対策 ○コンプライアンス ○取引環境改善

なお、6月28日（金）に開催される国交省交通政策審議会海事分科会基本政策部会において、先に提言された「内航海運適正化事業」（トラック、貸し切りバス等）については、国交省サイドで人、物、金を確保されない限り実施は不可能である旨水島海事局長に進言することとされた。

本件は会長に付託された。

3、令和元年度の資金管理計画について

資料に基づき説明した。本件、議題1で詳細説明された。

4、その他

九海連で取りまとめた「全海運共済事業（案）」が提示された。

概要は以下の通りであった。

(1) 拠出金

- ① 組合員は、（船主）は、雇用船員1名につき10,000/月
- ② 雇用船員は、10,000/月

(2) 拠出金の返戻

- ① 組合員（船主）には、融資(運転資金、建造資金一部等)
- ② 雇用船員には、原則 本人負担額（拠出金）×2を支弁する。

詳細は、資料を参照いただくとともに、細部の規程を要する。

なお、本案では、法制化、カルテルの心配もなく国への依存もいらず、自力で運営できる旨、説明された。

また、本件については、新たな活性化PTで審議の上、理事会に上程のこととした。

以上